

議案第 5 2 号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 2 7 日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 渡部 理枝

(提案説明)

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部の改正に伴い、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年3月世田谷区教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「含む。以下同じ。）」を「含む。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。以下同じ。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）（以下「配偶者等」という。）」に改め、同条第5項第5号中「配偶者」を「配偶者等」に改め、同条第9項中「と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」を「が当該請求をした職員の配偶者等、父母、子若しくは配偶者等の父母又は第30条第1項に規定する関係にある者でなくなった」に改める。

第8条の2第10項中「と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」を「が当該請求をした職員の配偶者等、父母、子若しくは配偶者等の父母又は第30条第1項に規定する関係にある者でなくなった」に改める。

第22条第3項各号及び第4項中「配偶者」を「配偶者等」に改める。

第23条第1項中「配偶者又は当該職員と性別が同一である者であって、当該職員との関係が婚姻関係と同様の事情にあると任命権者が認めるもの（以下「同性パートナー」という。）（以下「配偶者等」という。）」を「配偶者等」に改める。

第25条第1項中「する場合（当該職員と性別が同一である者との関係が婚姻関係と同様の事情になると任命権者が認める場合を含む。以下この条において同じ。）、職員の親族（特別養子縁組の成立前の監護対象者等を含む。以下この条及び別表第4において同じ）」を「し、又はパートナーシップ関係の当事者となる場合、職員の親族等（別表第4に掲げる者をいう。以下この条において同じ）」に改め、同条第2項第1号中「する」を「し、又はパートナーシップ関係の当事者となる」に改め、同項第2号中「親族（別表第4に掲げる親族に限る。）」を「親族等」に改め、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とし、同条第3項中「前項第2号から第4号まで」を「前項第2号及び第3号」に改める。

第28条第1項中「親族」を「親族、パートナーシップ関係の相手方その他これら

に類する者（任命権者が別に定める範囲に限る。）」に改める。

第30条第1項を次のように改める。

条例第18条第1項に規定する教育委員会規則で定める者は、次に掲げる者（第4号から第7号までに掲げる者にあつては、職員と同居している者に限る。）とする。

祖父母

兄弟姉妹

孫

父母の配偶者等

配偶者等の父母の配偶者等

子の配偶者等

配偶者等の子

別表第4中「親族」を「親族等」に改め、同表姻族又は同性パートナーの血族の項及び備考1中「同性パートナー」を「パートナーシップ関係の相手方」に改める。

第4号様式中 「

続柄	
----	--

」 を 「

続柄等	
-----	--

」 に、

「配偶者」を「配偶者等」に、「続柄」を「続柄等」に改める。

第5号様式を次のように改める。

第5号様式（第8条、第8条の2関係）

育児又は介護の状況変更届

		年	月	日	届出
あて					
		所属 氏名			
次のとおり	深夜における勤務の制限 超過勤務の制限	に係る	子の養育 要介護者の介護	の状況	
<p>について変更が生じたので届け出ます。</p> <p>1 届出の事由</p> <p>養育の状況の変更</p> <p>子が死亡した。</p> <p>職員の子でなくなった（ 離縁 養子縁組の取消し 家事審判事件の終了 児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置の解除）。</p> <p>同居しなくなった。</p> <p>職員の配偶者等で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できる者に該当することとなった。</p> <p>上記以外の事由により請求できる職員に該当しなくなった。</p> <p>（理由： ）</p> <p>介護の状況の変更</p> <p>要介護者が死亡した。</p> <p>要介護者が職員の配偶者等、父母、子若しくは配偶者等の父母又は幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第30条第1項に規定する関係にある者でなくなった。</p> <p>（理由： ）</p> <p>2 届出の事実が発生した日</p> <p>年 月 日</p> <p>（注）1について</p> <p>中「職員の配偶者等で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できる者に該当することとなった」は、深夜の勤務制限の承認を受けている場合において、状況が変更したときのみ にレ印を記入すること。</p>					

第8号の2様式中「続柄」を「続柄等」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和5年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第4号様式、第5号様式及び第8号の2様式の規定に基づき作成された様式用の紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則 平成12年3月31日世教委規則第10号</p> <p>改正</p> <p style="text-align: center;">令和5年〇月〇日世教委規則第〇号</p> <p>幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則 (育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限) 第8条 省略</p> <p>2 条例第11条第1項の職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)<u>又はパートナーシップ関係(双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。以下同じ。)</u>の相手方(以下「<u>パートナーシップ関係の相手方</u>」という。)(以下「<u>配偶者等</u>」という。)で同項に規定する子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして教育委員会規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 深夜において就業していない者(深夜における就業日数が1月について3日以下の者を含む。)であること。</p> <p>(2) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により請求に係る子(条例第11条第1項において子に含まれるものとされる者(以下「<u>特別養子縁組の成立前の監護対象者等</u>」という。))を含む。第30条第1項第6号及び第7号を除き、以下同じ。)を養育すること</p>	<p>幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則 平成12年3月31日世教委規則第10号</p> <p>改正</p> <p>幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則 (育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限) 第8条 省略</p> <p>2 条例第11条第1項の職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。<u>以下同じ。</u>)で同項に規定する子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして教育委員会規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 深夜において就業していない者(深夜における就業日数が1月について3日以下の者を含む。)であること。</p> <p>(2) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により請求に係る子(条例第11条第1項において子に含まれるものとされる者(以下「<u>特別養子縁組の成立前の監護対象者等</u>」という。))を含む。第30条第1項第6号及び第7号を除き、以下同じ。)を養育すること</p>

改正後	改正前
<p>が困難な状態にある者でないこと。</p> <p>(3) 6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である者又は出産後8週間を経過しない者でないこと。</p> <p>3～4 省略</p> <p>5 第3項の規定による請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求は、されなかったものとみなす。</p> <p>(1) 当該請求に係る子が死亡した場合</p> <p>(2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合</p> <p>(3) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合</p> <p>(4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合</p> <p>(5) 当該請求をした職員の配偶者等で当該請求に係る子の親であるものが、深夜において当該子を常態として養育することができるものとして第2項に定める者に該当することとなった場合</p> <p>6～8 省略</p> <p>9 第3項から前項までの規定(第5項第3号から第5号までを除く。)は、条例第11条第2項に規定する要介護者(2週間以上にわたり介護を必要とする一の継続する状態にある者に限る。以下同じ。)を介護する職員の深夜における勤務の制限について準用する。この場合において、第3項中「条例第11条第1項」とあるのは「条例第11条第2項において準用する同条第1項」と、第4項中「前項」とある</p>	<p>が困難な状態にある者でないこと。</p> <p>(3) 6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である者又は出産後8週間を経過しない者でないこと。</p> <p>3～4 省略</p> <p>5 第3項の規定による請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求は、されなかったものとみなす。</p> <p>(1) 当該請求に係る子が死亡した場合</p> <p>(2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合</p> <p>(3) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合</p> <p>(4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合</p> <p>(5) 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、深夜において当該子を常態として養育することができるものとして第2項に定める者に該当することとなった場合</p> <p>6～8 省略</p> <p>9 第3項から前項までの規定(第5項第3号から第5号までを除く。)は、条例第11条第2項に規定する要介護者(2週間以上にわたり介護を必要とする一の継続する状態にある者に限る。以下同じ。)を介護する職員の深夜における勤務の制限について準用する。この場合において、第3項中「条例第11条第1項」とあるのは「条例第11条第2項において準用する同条第1項」と、第4項中「前項」とある</p>

改正後	改正前
<p>のは「第9項において準用する前項」と、第5項中「第3項」とあるのは「第9項において準用する第3項」と、「次の各号」とあるのは「第1号及び第2号」と、同項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「<u>要介護者が当該請求をした職員の配偶者等、父母、子若しくは配偶者等の父母又は第30条第1項に規定する関係にある者でなくなった</u>」と、第6項中「前項各号」とあるのは「第9項において準用する前項第1号及び第2号」と、「第3項」とあるのは「第9項において準用する第3項」と、第7項中「前2項」とあるのは「第9項において準用する前2項」と、「第5項各号」とあるのは「第9項において準用する第5項第1号及び第2号」と、前項中「第3項」とあるのは「次項において準用する第3項」と、「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と読み替えるものとする。</p> <p>(育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限)</p> <p>第8条の2 省略</p> <p>2～9 省略</p> <p>10 前各項の規定(第6項第3号及び第4号並びに第7項第1号及び第2号を除く。)は、条例第11条の2第2項及び条例第11条の3第2項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「条例第11条の2第1項又は条例第11条の3第1項」とあるのは「条例第11条の2第2項において準用する同条第1項又は条例第11条の3第2項において準用する同条第1項」と、第2項中「条例第11条の3第1項」とあるのは「条例第11条の3第2項において準用する同条第1項」と、第3項及び第4項中「第1項」とあるのは「第10項において準用する第1項」と、第5項中「前項」とあるのは「第10項において準用する前項」と、第6項中「第1項」とあるのは「第10項において準用する第1項」と、「次の各号」とあ</p>	<p>のは「第9項において準用する前項」と、第5項中「第3項」とあるのは「第9項において準用する第3項」と、「次の各号」とあるのは「第1号及び第2号」と、同項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「<u>要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した</u>」と、第6項中「前項各号」とあるのは「第9項において準用する前項第1号及び第2号」と、「第3項」とあるのは「第9項において準用する第3項」と、第7項中「前2項」とあるのは「第9項において準用する前2項」と、「第5項各号」とあるのは「第9項において準用する第5項第1号及び第2号」と、前項中「第3項」とあるのは「次項において準用する第3項」と、「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と読み替えるものとする。</p> <p>(育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限)</p> <p>第8条の2 省略</p> <p>2～9 省略</p> <p>10 前各項の規定(第6項第3号及び第4号並びに第7項第1号及び第2号を除く。)は、条例第11条の2第2項及び条例第11条の3第2項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「条例第11条の2第1項又は条例第11条の3第1項」とあるのは「条例第11条の2第2項において準用する同条第1項又は条例第11条の3第2項において準用する同条第1項」と、第2項中「条例第11条の3第1項」とあるのは「条例第11条の3第2項において準用する同条第1項」と、第3項及び第4項中「第1項」とあるのは「第10項において準用する第1項」と、第5項中「前項」とあるのは「第10項において準用する前項」と、第6項中「第1項」とあるのは「第10項において準用する第1項」と、「次の各号」とあ</p>

改正後	改正前
<p>るのは「第1号及び第2号」と、同項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者が当該請求をした職員の配偶者等、父母、子若しくは配偶者等の父母又は第30条第1項に規定する関係にある者でなくなった」と、第7項中「第1項」とあるのは「第10項において準用する第1項」と、「次の各号」とあるのは「第10項において準用する前項第1号及び第2号」と、「同項」とあるのは「第10項において準用する第1項」と、第8項中「前2項」とあるのは「第10項において準用する前2項」と、「第6項各号」とあるのは「第10項において準用する第6項第1号及び第2号」と、前項中「第1項」とあるのは「次項において準用する第1項」と、「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と読み替えるものとする。</p>	<p>るのは「第1号及び第2号」と、同項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、第7項中「第1項」とあるのは「第10項において準用する第1項」と、「次の各号」とあるのは「第10項において準用する前項第1号及び第2号」と、「同項」とあるのは「第10項において準用する第1項」と、第8項中「前2項」とあるのは「第10項において準用する前2項」と、「第6項各号」とあるのは「第10項において準用する第6項第1号及び第2号」と、前項中「第1項」とあるのは「次項において準用する第1項」と、「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と読み替えるものとする。</p>
<p>(育児時間)</p>	<p>(育児時間)</p>
<p>第22条 省略</p>	<p>第22条 省略</p>
<p>2 省略</p>	<p>2 省略</p>
<p>3 男性職員の育児時間は、次の各号のいずれかに該当する場合には、承認しないものとする。</p>	<p>3 男性職員の育児時間は、次の各号のいずれかに該当する場合には、承認しないものとする。</p>
<p>(1) 育児時間により育てようとする子について、配偶者等が労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の法律又は条例等により出産後の休養を与えられている場合</p>	<p>(1) 育児時間により育てようとする子について、配偶者が労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の法律又は条例等により出産後の休養を与えられている場合</p>
<p>(2) 配偶者等が育児休業法その他の法律により育児休業をしている場合</p>	<p>(2) 配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている場合</p>
<p>(3) 育児時間により育てようとする子について、配偶者等が常態として育てることができる場合</p>	<p>(3) 育児時間により育てようとする子について、配偶者が常態として育てることができる場合</p>
<p>4 第2項の規定にかかわらず、男性職員の育児時間は、その配偶者等が当該子について育児時間（当該配偶者等が職員でない場合）については、労働基準法第67条の規定による育児時間又は他の法律若しくは</p>	<p>4 第2項の規定にかかわらず、男性職員の育児時間は、その配偶者が当該子について育児時間（当該配偶者が職員でない場合）については、労働基準法第67条の規定による育児時間又は他の法律若しくは</p>

改正後	改正前
<p>くは条例等に基づく育児時間に相当するもの。以下同じ。)を利用するときは、1日について90分から当該<u>配偶者等</u>が利用する育児時間を差し引いた時間を限度とする。</p>	<p>条例等に基づく育児時間に相当するもの。以下同じ。)を利用するときは、1日について90分から当該<u>配偶者</u>が利用する育児時間を差し引いた時間を限度とする。</p>
<p>5 省略 (出産支援休暇)</p>	<p>5 省略 (出産支援休暇)</p>
<p>第23条 出産支援休暇は、職員がその<u>配偶者等</u>の出産に当たり、子の養育その他家事等を行うための休暇とする。</p>	<p>第23条 出産支援休暇は、職員がその<u>配偶者又は当該職員と性別が同一である者であって、当該職員との関係が婚姻関係と同様の事情にあると任命権者が認めるもの(以下「同性パートナー」という。)(以下「配偶者等」という。)</u>の出産に当たり、子の養育その他家事等を行うための休暇とする。</p>
<p>2～7 省略 (慶弔休暇)</p>	<p>2～7 省略 (慶弔休暇)</p>
<p>第25条 慶弔休暇は、職員が結婚し、又は<u>パートナーシップ関係の当事者となる場合</u>、職員の親族等(別表第4に掲げる者いう。以下この条において同じ。)が死亡した場合その他の勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。</p>	<p>第25条 慶弔休暇は、職員が結婚する場合(当該職員と性別が同一である者との関係が婚姻関係と同様の事情になると任命権者が認める場合を含む。以下この条において同じ。)、職員の親族(特別養子縁組の成立前の監護対象者等を含む。以下この条及び別表第4において同じ。)が死亡した場合その他の勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。</p>
<p>2 慶弔休暇は、日を単位として、次の各号に掲げる場合について、当該各号に定める日数の範囲内で承認する。</p>	<p>2 慶弔休暇は、日を単位として、次の各号に掲げる場合について、当該各号に定める日数の範囲内で承認する。</p>
<p>(1) 職員が結婚し、又は<u>パートナーシップ関係の当事者となる場合</u> 引き続き7日</p>	<p>(1) 職員が結婚する場合 引き続き7日</p>
<p>(2) 職員の<u>親族等</u>が死亡した場合 教育委員会が承認した日から引き続き別表第4に掲げる日数</p>	<p>(2) 職員の<u>親族(別表第4に掲げる親族に限る。)</u>が死亡した場合 教育委員会が承認した日から引き続き別表第4に掲げる日数</p>
<p>(3) 職員の父母の追悼のための特別な行事を行う場合(父母の死</p>	<p>(3) <u>同性パートナー又は同性パートナーの血族(別表第4に掲げる同性パートナーの血族に限る。)</u>が死亡した場合 任命権者が承認した日から引き続き別表第4に掲げる日数</p>
<p>(3) 職員の父母の追悼のための特別な行事を行う場合(父母の死</p>	<p>(4) 職員の父母の追悼のための特別な行事を行う場合(父母の死</p>

改正後	改正前
<p>亡後15年以内に行う場合に限る。) 1日</p> <p>3 前項第2号及び第3号に掲げる場合において、遠隔の地に旅行する必要があるときは、実際に要する往復日数を加算することができる。</p> <p>4 省略 (ボランティア休暇)</p> <p>第28条 ボランティア休暇は、職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する次に掲げる活動(専ら職員の親族、<u>パートナーシップ関係の相手方その他これらに類する者(任命権者が別に定める範囲に限る。)</u>)に対する支援となる活動を除く。)を行うため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。</p> <p>(1) 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動</p> <p>(2) 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上的の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設における活動</p> <p>(3) 前2号に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上的の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動</p> <p>(4) 国、地方公共団体等が主催し、共催し、協賛し、又は後援する事業を支援する活動</p> <p>2～4 省略 (介護休暇)</p> <p>第30条 条例第18条第1項に規定する教育委員会規則で定める者は、次に掲げる者(<u>第4号から第7号までに掲げる者</u>にあっては、<u>職員と同居している者に限る。</u>)とする。</p>	<p>亡後15年以内に行う場合に限る。) 1日</p> <p>3 前項第2号<u>から第4号まで</u>に掲げる場合において、遠隔の地に旅行する必要があるときは、実際に要する往復日数を加算することができる。</p> <p>4 省略 (ボランティア休暇)</p> <p>第28条 ボランティア休暇は、職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する次に掲げる活動(専ら職員の親族に対する支援となる活動を除く。)を行うため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。</p> <p>(1) 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動</p> <p>(2) 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上的の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設における活動</p> <p>(3) 前2号に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上的の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動</p> <p>(4) 国、地方公共団体等が主催し、共催し、協賛し、又は後援する事業を支援する活動</p> <p>2～4 省略 (介護休暇)</p> <p>第30条 条例第18条第1項に規定する教育委員会規則で定める者は、次に掲げる者<u>であって職員と同居しているもの(第1号から第3号までに掲げる者を除く。)</u>とする。</p>

改正後	改正前																																														
<p>(1) 祖父母 (2) 兄弟姉妹 (3) 孫 (4) <u>父母の配偶者等</u> (5) <u>配偶者等の父母の配偶者等</u> (6) <u>子の配偶者等</u> (7) 配偶者等の子</p> <p>2～17 省略</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則（令和5年〇月〇日世教委規則第〇号）</u></p> <p><u>1 この規則は、令和5年7月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第4号様式、第5号様式及び第8号の2様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。</u></p> <p>別表第1～3 省略 別表第4（第25条関係）</p>	<p>(1) 祖父母 (2) 兄弟姉妹 (3) 孫 (4) <u>父母の配偶者</u> (5) <u>配偶者等の父母の配偶者</u> (6) <u>子の配偶者</u> (7) 配偶者等の子 <u>(8) 同性パートナー</u> <u>(9) 同性パートナーの父母</u></p> <p>2～17 省略</p> <p>別表第1～3 省略 別表第4（第25条関係）</p>																																														
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;"><u>親族等</u></th> <th style="text-align: center;">日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">配偶者等</td> <td style="text-align: center;">10日</td> </tr> <tr> <td rowspan="8" style="vertical-align: top;">血族</td> <td>1 親等の直系尊属（父母）</td> <td style="text-align: center;">10日</td> </tr> <tr> <td>1 親等の直系卑属（子）</td> <td style="text-align: center;">10日</td> </tr> <tr> <td>2 親等の直系尊属（祖父母）</td> <td style="text-align: center;">7日</td> </tr> <tr> <td>2 親等の直系卑属（孫）</td> <td style="text-align: center;">5日</td> </tr> <tr> <td>2 親等の傍系者（兄弟姉妹）</td> <td style="text-align: center;">5日</td> </tr> <tr> <td>3 親等の直系尊属（曾（そう）祖父母）</td> <td style="text-align: center;">5日</td> </tr> <tr> <td>3 親等の傍系尊属（伯叔父母）</td> <td style="text-align: center;">5日</td> </tr> <tr> <td>3 親等の傍系卑属（甥（おい）姪（めい））</td> <td style="text-align: center;">3日</td> </tr> </tbody> </table>	<u>親族等</u>		日数	配偶者等		10日	血族	1 親等の直系尊属（父母）	10日	1 親等の直系卑属（子）	10日	2 親等の直系尊属（祖父母）	7日	2 親等の直系卑属（孫）	5日	2 親等の傍系者（兄弟姉妹）	5日	3 親等の直系尊属（曾（そう）祖父母）	5日	3 親等の傍系尊属（伯叔父母）	5日	3 親等の傍系卑属（甥（おい）姪（めい））	3日	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;"><u>親族</u></th> <th style="text-align: center;">日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">配偶者等</td> <td style="text-align: center;">10日</td> </tr> <tr> <td rowspan="8" style="vertical-align: top;">血族</td> <td>1 親等の直系尊属（父母）</td> <td style="text-align: center;">10日</td> </tr> <tr> <td>1 親等の直系卑属（子）</td> <td style="text-align: center;">10日</td> </tr> <tr> <td>2 親等の直系尊属（祖父母）</td> <td style="text-align: center;">7日</td> </tr> <tr> <td>2 親等の直系卑属（孫）</td> <td style="text-align: center;">5日</td> </tr> <tr> <td>2 親等の傍系者（兄弟姉妹）</td> <td style="text-align: center;">5日</td> </tr> <tr> <td>3 親等の直系尊属（曾（そう）祖父母）</td> <td style="text-align: center;">5日</td> </tr> <tr> <td>3 親等の傍系尊属（伯叔父母）</td> <td style="text-align: center;">5日</td> </tr> <tr> <td>3 親等の傍系卑属（甥（おい）姪（めい））</td> <td style="text-align: center;">3日</td> </tr> </tbody> </table>	<u>親族</u>		日数	配偶者等		10日	血族	1 親等の直系尊属（父母）	10日	1 親等の直系卑属（子）	10日	2 親等の直系尊属（祖父母）	7日	2 親等の直系卑属（孫）	5日	2 親等の傍系者（兄弟姉妹）	5日	3 親等の直系尊属（曾（そう）祖父母）	5日	3 親等の傍系尊属（伯叔父母）	5日	3 親等の傍系卑属（甥（おい）姪（めい））	3日
<u>親族等</u>		日数																																													
配偶者等		10日																																													
血族	1 親等の直系尊属（父母）	10日																																													
	1 親等の直系卑属（子）	10日																																													
	2 親等の直系尊属（祖父母）	7日																																													
	2 親等の直系卑属（孫）	5日																																													
	2 親等の傍系者（兄弟姉妹）	5日																																													
	3 親等の直系尊属（曾（そう）祖父母）	5日																																													
	3 親等の傍系尊属（伯叔父母）	5日																																													
	3 親等の傍系卑属（甥（おい）姪（めい））	3日																																													
<u>親族</u>		日数																																													
配偶者等		10日																																													
血族	1 親等の直系尊属（父母）	10日																																													
	1 親等の直系卑属（子）	10日																																													
	2 親等の直系尊属（祖父母）	7日																																													
	2 親等の直系卑属（孫）	5日																																													
	2 親等の傍系者（兄弟姉妹）	5日																																													
	3 親等の直系尊属（曾（そう）祖父母）	5日																																													
	3 親等の傍系尊属（伯叔父母）	5日																																													
	3 親等の傍系卑属（甥（おい）姪（めい））	3日																																													

改正後			改正前		
	4 親等の傍系者（従兄弟姉妹に限る。）	1 日		4 親等の傍系者（従兄弟姉妹に限る。）	1 日
姻族又はパートナーシップ関係の相手方の血族	1 親等の直系尊属	5 日	姻族又は同性パートナーの血族	1 親等の直系尊属	5 日
	1 親等の直系卑属	5 日		1 親等の直系卑属	5 日
	2 親等の直系尊属	3 日		2 親等の直系尊属	3 日
	2 親等の直系卑属	2 日		2 親等の直系卑属	2 日
	2 親等の傍系者	2 日		2 親等の傍系者	2 日
	3 親等の直系尊属	1 日		3 親等の直系尊属	1 日
	3 親等の傍系尊属	1 日		3 親等の傍系尊属	1 日
	3 親等の傍系卑属	1 日		3 親等の傍系卑属	1 日
備考			備考		
1 生計を 1 にする姻族又はパートナーシップ関係の相手方の血族の場合は、血族に準ずる。 2 いわゆる代襲相続の場合において、祖先の祭具、墳墓等の承継を受けた者は、1 親等の直系血族（父母及び子）に準ずる。 3 1 親等の直系卑属（子）には、特別養子縁組の成立前の監護対象者等を含む。			1 生計を 1 にする姻族又は同性パートナーの血族の場合は、血族に準ずる。 2 いわゆる代襲相続の場合において、祖先の祭具、墳墓等の承継を受けた者は、1 親等の直系血族（父母及び子）に準ずる。 3 1 親等の直系卑属（子）には、特別養子縁組の成立前の監護対象者等を含む。		

深夜勤務制限・超過勤務制限請求書

請求年月日 年 月 日

あて

次のとおり

- 養育のため
 介護のため
- 深夜における勤務の制限
 超過勤務の制限（幼教勤務時間条例第11条の2）を請求します。
 超過勤務の制限（月24時間、年150時間までの制限の場合）（幼教勤務時間条例第11条の3）

請求者 所属
氏名

1 請求に係る子 又は要介護者	氏名			続柄等	
	生年月日	年 月 日生 <input type="checkbox"/> 出産予定日 年 月 日	養子縁組 の効力が 生じた日	年 月 日	
2 職員の配偶者 等で当該子の 親である者の 有無及び状況	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 深夜において就業している。 <input type="checkbox"/> 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により養育が困難である。 <input type="checkbox"/> 産前6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間） 又は産後8週間以内である。			
3 要介護者の状 態及び具体的 な介護の内容					
4 請求に係る期 間	深夜勤務の制限	年 月 日～ 年 月 日 <input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
	超過勤務の制限	年 月 日～ <input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 月（12月に満たないものに限る。）			
5 備考					

注)

- 1について
①「生年月日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、「生年月日」欄に出生予定日を記入すること。
②「養子縁組の効力が生じた日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。
- 2について
①この欄は、子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合のみ記入すること。
②「深夜において就業している」とは、深夜における就業日数が1月に3日を超えることをいう。
- 3について
この欄は、要介護者を介護するために請求する場合のみ記入すること。
- 4について
子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合には、当該請求に係る子が満6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の日を制限終了日として請求すること。
- 5について
「1 請求に係る子又は要介護者」の「続柄等」欄が子の場合で、請求に係る子が第8条第2項第2号に規定する特別養子縁組の成立前の監護対象者等に該当する場合にあっては、その事実を記入すること。
※該当する口には、レ印を記入すること。

深夜勤務制限・超過勤務制限請求書

請求年月日 年 月 日

あて

次のとおり

- 養育のため
 介護のため
- 深夜における勤務の制限
 超過勤務の制限（幼教勤務時間条例第11条の2）を請求します。
 超過勤務の制限（月24時間、年150時間までの制限の場合）（幼教勤務時間条例第11条の3）

請求者 所属
氏名

1 請求に係る子 又は要介護者	氏名			続柄	
	生年月日	年 月 日生 <input type="checkbox"/> 出産予定日 年 月 日	養子縁組 の効力が 生じた日	年 月 日	
2 職員の配偶者 等で当該子の 親である者の 有無及び状況	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 深夜において就業している。 <input type="checkbox"/> 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により養育が困難である。 <input type="checkbox"/> 産前6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間） 又は産後8週間以内である。			
3 要介護者の状 態及び具体的 な介護の内容					
4 請求に係る期 間	深夜勤務の制限	年 月 日～ 年 月 日 <input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
	超過勤務の制限	年 月 日～ <input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 月（12月に満たないものに限る。）			
5 備考					

注)

- 1について
①「生年月日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、「生年月日」欄に出生予定日を記入すること。
②「養子縁組の効力が生じた日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。
- 2について
①この欄は、子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合のみ記入すること。
②「深夜において就業している」とは、深夜における就業日数が1月に3日を超えることをいう。
- 3について
この欄は、要介護者を介護するために請求する場合のみ記入すること。
- 4について
子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合には、当該請求に係る子が満6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の日を制限終了日として請求すること。
- 5について
「1 請求に係る子又は要介護者」の「続柄」欄が子の場合で、請求に係る子が第8条第2項第2号に規定する特別養子縁組の成立前の監護対象者等に該当する場合にあっては、その事実を記入すること。
※該当する口には、レ印を記入すること。

育児又は介護の状況変更届

年 月 日 届出

あて

所属
氏名

次のとおり

<input type="checkbox"/> 深夜における勤務の制限	<input type="checkbox"/> 子の養育
<input type="checkbox"/> 超過勤務の制限	<input type="checkbox"/> 要介護者の介護

に係る の状況

について変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由

(1) 養育の状況の変更

- 子が死亡した。
- 職員の子でなくなった（ 離縁 養子縁組の取消し 家事審判事件の終了 児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置の解除）。
- 同居しなくなった。
- 職員の配偶者等で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できる者に該当することとなった。
- 上記以外の事由により請求できる職員に該当しなくなった。
- （理由： ）

(2) 介護の状況の変更

- 要介護者が死亡した。
- 要介護者が、職員の配偶者等、父母、子若しくは配偶者等の父母又は幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第30条第1項に規定する関係にある者でなくなった。
- （理由： ）

2 届出の事実が発生した日

年 月 日

(注) 1 について

(1)中「職員の配偶者等で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できる者に該当することとなった」は、深夜の勤務制限の承認を受けている場合において、状況が変更したときのみ□にレ印を記入すること。

育児又は介護の状況変更届

年 月 日 届出

あて

所属
氏名

次のとおり

<input type="checkbox"/> 深夜における勤務の制限	<input type="checkbox"/> 子の養育
<input type="checkbox"/> 超過勤務の制限	<input type="checkbox"/> 要介護者の介護

に係る の状況

について変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由

(1) 養育の状況の変更

- 子が死亡した。
- 職員の子でなくなった（ 離縁 養子縁組の取消し 家事審判事件の終了 児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置の解除）。
- 同居しなくなった。
- 職員の配偶者等で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できる者に該当することとなった。
- 上記以外の事由により請求できる職員に該当しなくなった。
- （理由： ）

(2) 介護の状況の変更

- 要介護者が死亡した。
- 要介護者と職員との親族関係が消滅した。
- （消滅の理由： ）

2 届出の事実が発生した日

年 月 日

(注) 1 について

(1)中「職員の配偶者等で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できる者に該当することとなった」は、深夜の勤務制限の承認を受けている場合において、状況が変更したときのみ□にレ印を記入すること。

改正後

要介護者の状態等申出書

年 月 日

あて

所属
氏名

1 要介護者に関する事項

(1) 氏名

(2) 職員との続柄等

(3) 職員との同居又は別居の別

同居 別居

(4) 介護が必要となった時期

年 月 日

2 要介護者の状態

3 備考

注1 「1(4) 介護が必要となった時期」については、その時期が請求を行う時から相当以前であること等により特定できない場合には、日又は月の記載を省略することができる。

2 「2 要介護者の状態」には、職員が要介護者の介護をしなければならなくなった状況が明らかになるように、具体的に記入する。

改正前

要介護者の状態等申出書

年 月 日

あて

所属
氏名

1 要介護者に関する事項

(1) 氏名

(2) 職員との続柄

(3) 職員との同居又は別居の別

同居 別居

(4) 介護が必要となった時期

年 月 日

2 要介護者の状態

3 備考

注1 「1(4) 介護が必要となった時期」については、その時期が請求を行う時から相当以前であること等により特定できない場合には、日又は月の記載を省略することができる。

2 「2 要介護者の状態」には、職員が要介護者の介護をしなければならなくなった状況が明らかになるように、具体的に記入する。